軽度者に対する福祉用具貸与フロー図

◎軽度者＝要支援１・要支援２及び要介護１（自動排泄処理装置は要介護２・３も含む）

対象福祉用具						
車いす 及び 車いす付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	床ずれ 防止用具	体位 変換器	認知症高齢者 徘徊感知機器	移動用 リフト	自動排泄 処理装置
給付要件：表１に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。						

上記の種目に係る福祉用具貸与の判断手順

要支援１・要支援２及び要介護１

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する。

YES → 給付可

<u>廿日市市への確認手続きは不要</u>
サービス担当者会議等の記録や認定調査票の写し等の給付対象であると判断した根拠となるものを記録・保管しておいてください。

NO
該当しない
または
対応する基本調査の結果がない

種目が「車いす及び車いす付属品」または「移動用リフト」である。

NO

YES

「車いす及び車いす付属品」の場合	「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である。
「移動用リフト」の場合	「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。

YES → 給付可

※<u>廿日市市への確認手続きは不要</u>

NO

※主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。
※サービス担当者会議等の記録や認定調査票の写し、主治医意見書等、給付対象であると判断した根拠となるものを記録・保管しておいてください。

Ⅰ　疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
Ⅱ　疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
Ⅲ　疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかに該当する。
（具体的には表Ⅰの「厚生労働大臣の定める者のイ」を指す。）

YES → 給付可

例外給付の確認
☆<u>廿日市市への確認手続きが 必要</u>
原則として確認依頼書等の提出書類は、福祉用具の利用日前までに提出してください。
要介護認定の更新等により改めて軽度者の結果となった場合で「１厚生労働大臣が定める状態像(表1)」に該当しない場合には、再度申請が必要です。
種目変更等が必要になった場合も、再度例外給付の確認申請を行なうこと。

☆下記（1）と（2）の要件を満たし、これらについて廿日市市に確認を受けた場合に給付対象となる。
（1）ⅠからⅢまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。
（2）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

NO → 給付不可

添付書類
①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼書
②サービス担当者会議等の記録
③医学的所見の確認方法と整備書類（４つのうちいずれか）
□サービス担当者会議に主治医が参加している場合→ケアプラン４表／担当者会議録
□サービス担当者会議に主治医が参加していない場合→下記のア～ウのいずれか
ア　軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る医学的所見について
イ　医師の診断書　　ウ　主治医意見書
※　要介護認定の更新等により改めて軽度者の結果となった場合で、その介護度が前回認定時と同様又は上昇した場合には、ケアプラン４表／担当者会議録に主治医への聴き取りを記入することにより、上記ア～ウを省略することができます。